

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年10月30日
【会社名】	K D D I 株式会社
【英訳名】	KDDI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 誠
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号 (上記は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
【電話番号】	(03) 3347-0077
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部 執行役員経営管理本部長 最勝寺 奈苗
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 52,214,464,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	18,301,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社株式に係る募集（以下「本第三者割当」という。）は2020年10月30日（金）開催の取締役会決議によります。

2. 本第三者割当は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 当社と割当予定先であるトヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」という。）は、2020年10月30日付で業務資本提携契約書（以下「本業務資本提携契約」という。）を締結する予定です。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	18,301,600株	52,214,464,800	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	18,301,600株	52,214,464,800	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。なお、本第三者割当は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,853	-	100株	2021年1月28日から 29日まで	-	2021年1月29日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本第三者割当に係る会社法上の払込金額であります。なお、本第三者割当は、自己株式処分により行われることが予定されているため、払込金額は資本組入れされません。なお、当社は、2020年9月30日時点で1株の自己株式（役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が所有する当社株式4,117,083株を除きます。）を有しており、これは割当予定数に相当する自己株式の数に足りませんが、2020年10月30日開催の取締役会において、2019年5月15日に公表した当社の新中期経営計画(20.3期-22.3期)に記載の機動的な自己株買いの方針（以下「本自己株式取得方針」という。）に基づき、取得対象株式の種類を普通株式、取得し得る株式の総数を84,000,000株（上限）、株式の取得価額の総額を2,000億円（上限）、取得期間を2020年11月2日から2021年5月31日、取得方法を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における市場買付けとする自己株式の取得（以下「本自己株式取得」という。）について決議しており、当社における過去の自己株式の取得実績、近時における当社普通株式の出来高状況、及び払込期日までの約3カ月という期間に照らし、払込期日までの間に、割当予定数に相当する自己株式を保有できる見込みです。加えて、締結予定の本業務資本提携契約において、本第三者割当の発行数である18,301,600株の自己株式を2021年1月22日又は当社及びトヨタ自動車間で別途合意した日までに保有（当社が金融商品取引所を通じて取得する約定が成立している数を含む。）できなかった場合には、トヨタ自動車は同日時点で当社が保有する自己株式数に相当する数のみ本第三者割当に係る申込みを行う旨、規定されており、下記注3.のとおり、トヨタ自動車から申込みの行われなかった株式については失権となります。また、当社は、トヨタ

自動車との本業務資本提携契約に係る交渉を今年の夏頃から行い、当該交渉が具体的に進み、本業務資本提携契約の締結に適切な時期になりましたので、早期に両社の戦略的な提携を進めるために、本自己株式取得の終了後ではなく、本自己株式取得と同時に、本第三者割当を決議しております。なお、当社は、2019年5月15日に公表した当社の新中期経営計画(20.3期-22.3期)において、目標となるEPSの改善を公表しており、新株発行を行った場合には、短期的な影響を含め、EPSの悪化の可能性が生じるため、本第三者割当においては、自己株式処分を行うこととしております。当社は、2019年5月15日にも、本自己株式取得方針に基づき、東京証券取引所における市場買付けによる自己株取得を決議し、同年12月までの期間にわたり、自己株式を取得してはいましたが、2019年5月15日に公表した当社の新中期経営計画(20.3期-22.3期)に基づく自己株式消却の方針に基づき、2020年5月14日に保有自己株式の消却を取締役会で決議し、同月22日に消却を行ったため、上記のとおり、2020年9月30日時点の自己株式の数は1株(役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が所有する当社株式4,117,083株を除きます。)となっております。

3. トヨタ自動車から申込みの行われなかった株式については失権となります。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
K D D I 株式会社 コーポレート統括本部 経営管理本部 資金管理部	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
52,214,464,800	17,000,000円	52,197,464,800

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用及び有価証券届出書作成費用等です。

(2) 【手取金の使途】

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載の通り、当社は、従来の通信ビジネスだけでなく、人々の生活と通信が融合するサービスを提供する分野に力を入れており、トヨタ自動車との業務提携に基づき、車に関わる通信及びそれに関連する領域に関する事業を推進してまいります。このような計画も踏まえ、本第三者割当により調達した資金は、全額運転資金に充当する予定です。なお、運転資金として使用されるまでの間は当社銀行預金として管理する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	トヨタ自動車株式会社
本店の所在地	愛知県豊田市トヨタ町1番地
直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 事業年度 第116期（自2019年4月1日 至2020年3月31日） 2020年6月24日関東財務局長に提出 （四半期報告書） 事業年度 第117期第1四半期（自2020年4月1日 至2020年6月30日） 2020年8月7日関東財務局長に提出

b. 当社と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 （2020年3月31日現在）	7,994,500株
	割当予定先が保有している当社の株式の数 （2020年3月31日現在）	298,492,800株
人事関係	割当予定先は当社に取締役を1名派遣しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	割当予定先に対して、日本国内外での通信ネットワークサービス提供、日本国内外でのシステムインテグレーション等各種ソリューション提供、日本国内外でのコネクティッドカー等のIoTサービス提供及び国内での携帯電話サービスの販売業務委託（au取り扱い代理店）を行っております。	

c. 割当予定先の選定理由

2000年10月に第二電電株式会社（DDI）、KDD株式会社、日本移動通信株式会社（IDO）の三社合併により当社が発足して以来、トヨタ自動車は当社の第2位の大株主（2020年9月末時点の持株比率12.95%）として、2002年以降は、トヨタ自動車のテレマティクス事業であるG-BOOKサービス等で協業してきました。また、クルマのインターネットへの「つながる化」が進む中、両社は2016年から車載通信機とクラウド間の通信において、高品質で安定した通信をグローバルに確保するために、従来のローミングサービスなどに依存しない、グローバル通信プラットフォームの共同構築を推進するなど、クルマと通信の融合によって安全や快適さを提供する取り組みを加速させてきました。

現在両社は、街、家、人、クルマの全てがつながる未来社会の到来に向け、それぞれの中核事業である「移動」と「通信」の枠を超えて新しい取り組みを加速しております。

今回、通信技術およびコネクティッドカー技術の研究開発を推進するとともに、人々の生活を豊かにするサービスの開発や、ビッグデータの活用などによる社会課題解決に取り組んでいきます。

具体的には、以下の取り組みを両社で推進していきます。

4G、5G、6Gなど通信規格が進化する中で、街、家、人、クルマそれぞれの間での最適な通信を可能とする通信プラットフォームの研究開発を共同で実施

デバイスからネットワーク、プラットフォーム、サービスまで一元化して管理し、高度な運用を可能とする次世代コネクティッドカー向けの運用管理システムを共同で開発

クルマの内外に囚われることなく、人々の生活を豊かにし、安心安全を追求していくサービスおよびサービスプラットフォームを共同で構築

街、家、人、クルマなどのビッグデータを活用した、都市と地方間や各地域のコミュニティにおける社会課題解決を共同で推進

以上の業務提携の合意を背景に、両社が中長期に渡って戦略的な提携を進めるためには、さらなる資本関係の強化が必要との判断に至り、両社は、当社がトヨタ自動車に対して本第三者割当を行うことに合意し、本日を提携開始日として、上記の業務提携を含む本業務資本提携契約を新たに締結する予定です。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 18,301,600株

e．株券等の保有方針

当社は、トヨタ自動車が本第三者割当により取得する株式について、中長期的に保有し続ける方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、トヨタ自動車から、トヨタ自動車が払込期日から2年以内に本第三者割当により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を書面にて当社に報告すること、並びに当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、それぞれ確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が2020年8月7日付で関東財務局長に提出した第1四半期報告書に記載されている四半期連結財務諸表により、割当予定先が本第三者割当の払込みに要する十分な現金及び現金同等物（6,801,561百万円）を保有していることを確認していることから、かかる払込みに支障はないと判断しています。

g．割当予定先の実態

割当予定先であるトヨタ自動車は、東京証券取引所市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が東京証券取引所に提出した2020年6月24日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、割当予定先及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）ではないこと並びに特定団体等とは一切関係していないと判断しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

払込金額については、割当予定先との協議の結果、2,853円といたしました。当該金額は、近時の当社株式の動向、本自己株式取得方針に伴う市場の需給状況その他の諸般の事情を踏まえ、直近3ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値及び直近1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値を参考に、割当予定先との協議の結果、決定しております。

かかる払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しており、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である2020年10月29日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,765円に対して3.2%（小数点以下第二位を四捨五入。本項において以下同じです。）のプレミアム、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,736円（円未満切捨。本項において以下同じです。）に対して4.3%のプレミアム、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,970円に対して3.9%のディスカウント、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,083円に対して7.5%のディスカウントとなっており、いずれの期間においても、割当予定先にとって、特に有利なものではないと判断いたしました。また、かかる払込金額は、本自己株式取得を踏まえても、2019年5月15日に公表した当社の新中期経営計画（20.3期-22.3期）において目標となるEPSと併せて本自己株式取得方針を昨年開示しており、当該開示された情報を踏まえて市場において取引が行われ、当社の株価が形成されており、市場において既にこの情報は織り込まれていると考えられること、本自己株式取得は、約7ヶ月という一定の長い期間に渡り、市場の需給バランスに配慮して市場からの取得を企図していること、また、本自己株取得の取得し得る株式の総数は84,000,000株（上限）、株式の取得価額の総額は2,000億円（上限）であり、当該上限数を用いて計算される単純な平均取得価格が直近の時価よりも低いといった事情を踏まえ、割当予定先にとって、特に有利なものではないと判断いたしました。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

当社は、2020年9月30日時点で1株の自己株式（役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が所有する当社株式4,117,083株を除きます。）を有しており、これは割当予定数に相当する自己株式の数に足りませんが、2020年10月30日開催の取締役会において、本自己株式取得方針に基づき、本自己株式取得について決議してお

り、払込期日までの間に、割当予定数に相当する数の自己株式を保有できる見込みです。加えて、締結予定の本業務資本提携契約において、本第三者割当の発行数である18,301,600株の自己株式を2021年1月22日又は当社及びトヨタ自動車間で別途合意した日までに保有（当社が金融商品取引所を通じて取得する約定が成立している数を含む。）できなかった場合には、トヨタ自動車は同日時点で当社が保有する自己株式数に相当する数のみ本第三者割当に係る申込みを行う旨、規定されております。したがって、本自己株式取得の進捗状況に拘わらず、本第三者割当は、発行決議日現在からの希薄化を生じさせないこととなります。

また、発行数は、資本関係の強化による中長期の戦略的な提携を進めること、及び、当社の株主構成の最適化も踏まえて、割当予定先との協議の結果、決定しており、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
京セラ株式会社	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	335,096,000	14.54	335,096,000	14.43
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	298,492,800	12.96	316,794,400	13.64
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	236,152,600	10.25	236,152,600	10.17
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	126,518,200	5.49	126,518,200	5.45
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	東京都中央区晴海1丁目8-11	42,775,900	1.86	42,775,900	1.84
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	36,951,659	1.60	36,951,659	1.59
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	東京都中央区晴海1丁目8-11	29,827,200	1.29	29,827,200	1.28
パークレイズ証券株式会社	東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー31階	28,971,768	1.26	28,971,768	1.25
JP MORGAN CHASE BANK 385781（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM（東京都港区港南2丁目15-1品川インターシティA棟）	27,908,189	1.21	27,908,189	1.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. （東京都港区港南2丁目15-1品川インターシティA棟）	27,761,318	1.20	27,761,318	1.20
計		1,190,455,634	51.67	1,208,757,234	52.05

（注）1．所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、2020年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2．総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2020年9月30日現在の総議決権数(23,038,811個)に、本第三者割当による割当予定数の全てについて払込みがなされた場合に増加する議決権数(183,016個)を加算した、23,221,827個に対する割合であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第36期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)2020年6月18日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第37期第1四半期(自2020年4月1日 至2020年6月30日)2020年8月5日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年10月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月23日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2020年10月30日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

K D D I 株式会社 本店
(東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。